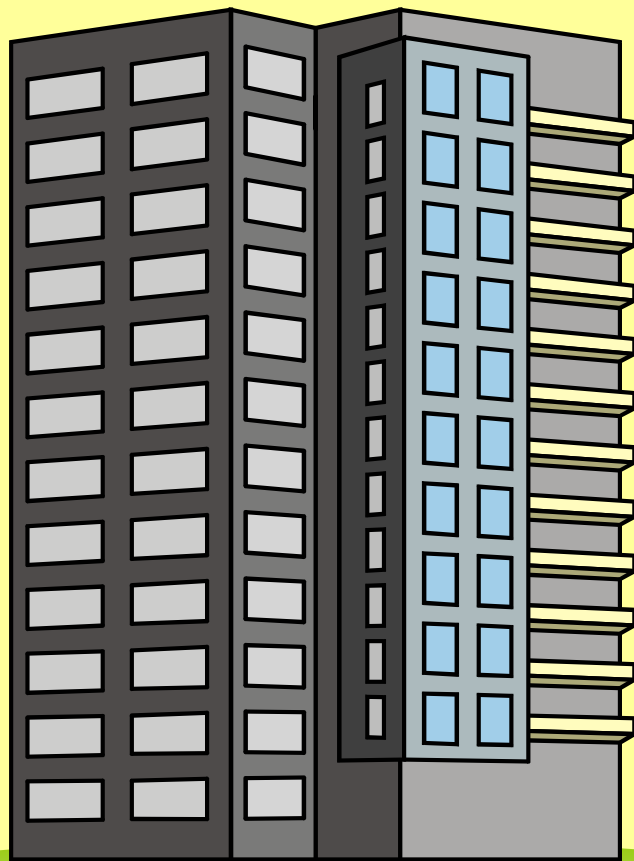


アパート・マンションの 検針と料金について



名古屋市上下水道局

目次

| | |
|--|-----|
| 1. 集合住宅のお取扱いについて | … 1 |
| 2. 戸数扱い | |
|  申請方法と適用 | … 2 |
|  戸数扱いのポイント | … 2 |
| 3. 各戸検針 | |
|  各戸検針適用の要件 | … 3 |
|  普通式各戸検針とは | … 4 |
|  普通式各戸検針のポイント | … 4 |
|  遠隔式各戸検針とは | … 5 |
|  遠隔式各戸検針のポイント | … 5 |
|  申込みの流れ | … 6 |
|  各戸検針に関するお願い | … 8 |

1 集合住宅のお取扱いについて

名古屋市における集合住宅のお取扱いについては、「戸数扱い」(→P. 2)と「各戸検針」(→P. 3)という制度があります。さらに「各戸検針」には「普通式」(→P. 4)と「遠隔式」(→P. 5)の2つの方式があります。

これらの制度の適用については、下記の条件にあてはまる集合住宅であることが前提となります。そのうえで各制度の特徴をご理解いただき、お客さまにとりまして最適の制度をお選びいただきます。



名古屋市上下水道局では、次のすべての項目に該当する建物を「集合住宅」としてお取扱いいたします。

- ① 建築確認済証（写し）の主要用途が共同住宅、長屋、寮、寄宿舎のいずれかであること（他の用途と併記されている場合を含みます）。
- ② 営業用のものでないこと。
- ③ 各居室間が固定的な壁で明確に区分され、独立していること。
- ④ 一つの建物が居室部分と店舗、事務所等の事業所部分から構成される場合（以下「併設共同住宅」といいます。）には、居室部分と事業所部分が固定的な壁で明確に区分されているほか、居室部分が住居として独立していること。
- ⑤ 各居室の入居者が個別に料金をお支払いになっていること。（会社等が経費で料金を支払っていないこと）
- ⑥ 入居者の方に定住性があること。（会社の短期出張や、受験時の短期滞在等を主な利用対象としていないこと）

2 戸数扱い

建物全体に対し、局のメータを一つ設置させていただき、そのメータにより建物全体のご使用水量を検針いたします。料金については、建物全体の使用水量を各戸（入居戸数）で均等にご使用になったものとみなして計算を行いません。この場合、一般用専用・口径13ミリの料金表を用いて料金の計算を行います。

給水契約も建物全体に対し一つとなります。



戸数扱い適用の要件

1 ページの「集合住宅」のすべての条件に該当することに加え、「戸数扱い措置・変更・解除申請書」を提出し、現地確認を受けることが必要です。

申請方法

戸数扱いの適用には、申請が必要です。現在の入居戸数を「戸数扱い措置・変更・解除申請書」により、担当の営業所まで申請してください。現地を確認のうえ、原則として翌月分の料金から適用いたします。また、入居戸数に増減があった場合も、すみやかに担当の営業所まで申請してください。

戸数扱いのポイント

ポイント1

「戸数扱い措置・変更・解除申請書」を水道使用開始時にご提出いただきます。その後も入退去がある都度ご申請ください。

ポイント2

局メータのみを検針するため、職員が建物内へ伺うことがありません。セキュリティを特に重視される物件に有効な方式です。

ポイント3

各戸に私設メータを設置される場合、メータ設置のほか、検定満期等によるメータ取替にかかる費用はお客さまのご負担になります。



3 各戸検針

給水契約とは別に、各戸検針および各戸徴収に関する契約を結んでいただくことにより、上下水道局が各戸メータを検針し、各入居者の方へ料金をご請求する制度です。この場合、各戸の給水管の口径にかかわらず、一般用専用・口径13ミリの料金表を用いて料金を計算します。

各戸検針には、各戸メータの種類により「普通式」(→P.4)、「遠隔式」(→P.5)の2つの方式があります。このお取扱いをするためには、技術上の基準やその他の条件を満たしていただく必要があります。(基準、条件は方式により異なり、費用はお客さま(住宅管理者の方)のご負担となります。)

なお、契約条項を守っていただけない場合は、契約を解除することがあります。契約解除となった場合は、「戸数扱い措置・変更・解除申請書」を提出していただいたうえで、戸数扱いとしてお取扱いします。



私有(給水装置を民間が所有)の場合は、新設・改造ともに適用できます。公有(給水装置を国・地方公共団体及びそれに準ずるものが所有)の普通式集合住宅の場合は新設、または建替など新しく建築されるものに限ります。



遠隔式集合住宅の場合は、私有、公有、新設、改造を問いません。



店舗、事務所等の非住居部分を含む集合住宅の場合、住宅部分と非住居部分が別々の給水装置となっているものに限ります。



上下水道局の定める技術上の基準を満たしていることが必要となります。
☆ 給水装置や受水槽以下の給水設備が給水工事施行基準に適合していること。
☆ パイプシャフト内など各戸メータまわりの設備(各戸装置)が各戸メータ設置基準に適合するよう設置されていること。



オートロックが設置されている場合には、上下水道局が各戸メータの検針、取替等の業務を支障なく行うことができるよう措置が講じられている必要があります。

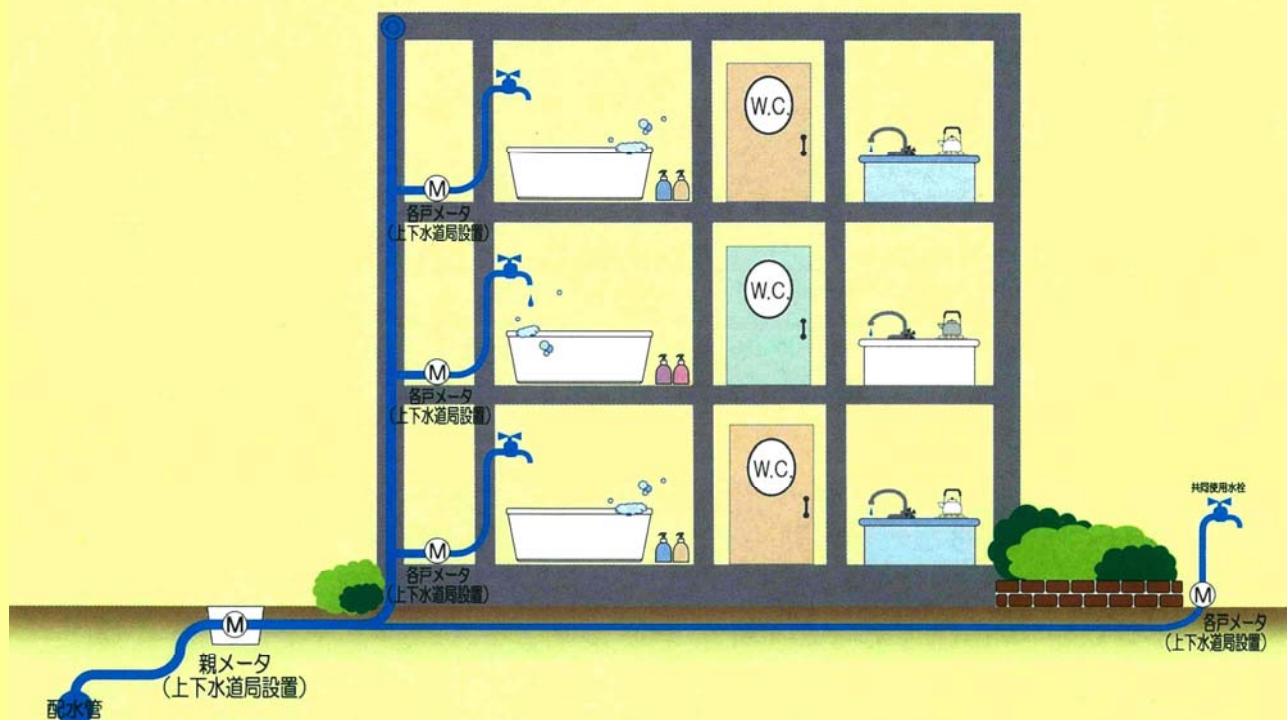


給水契約とは別に、上下水道局との間に各戸検針及び各戸徴収に関する契約を結んでいただきます。契約ができるのは、住宅管理者(建物の所有者、管理組合の代表者等で、給水契約の契約者となっている方を指します)の方に限ります。

普通式各戸検針とは

普通式各戸検針では、上下水道局が各戸にメータを設置し、そのメータを直接検針します。

「水道ご使用量のお知らせ」（検針票）は各戸の郵便受に入れさせていただきます。また、共同使用水栓の検針票も現地に設置された共用ポストに入れさせていただきます。



普通式各戸検針のポイント

ポイント 1

水道メータの検針や満期取替等の際に、当局職員や委託業者が建物内に立ち入らせていただきますので、オートロックの解除方法を教えていただくことが適用条件のひとつとなっています。

ポイント 2

各戸に局メータを設置しますので、検定満期等による各戸メータの取替えは当局または委託業者が行います。

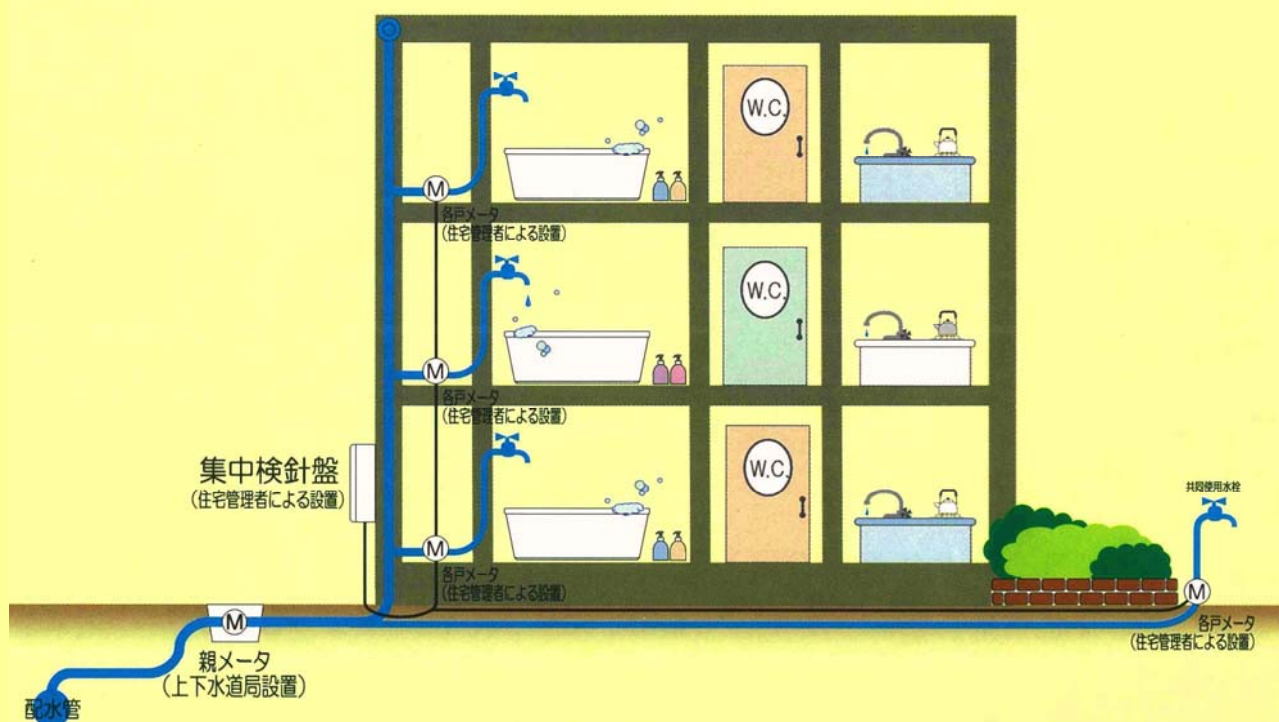
ポイント 3

新設物件の場合、各戸メータに対するメータ負担金が必要となります。



遠隔式各戸検針とは

遠隔式各戸検針では、各戸メータの検針を集中検針盤で行います。
「水道ご使用量のお知らせ」(検針票)は集合ポストに入れさせていただきます。
また、共同使用水栓の検針票も現地に設置された共用ポストに入れさせていただきます。



遠隔式各戸検針のポイント

ポイント 1

通常、水道メータの検針は集中検針盤で行いますが、各戸メータの指示値確認等のために、当局職員や委託業者が建物内へ立ち入らせていただく場合がございますので、オートロックの解除方法を教えていただく必要があります。

ポイント 2

各戸メータ、集中検針盤の設置および検定満期等による各戸メータ等の取替えはお客さまのご負担になります。

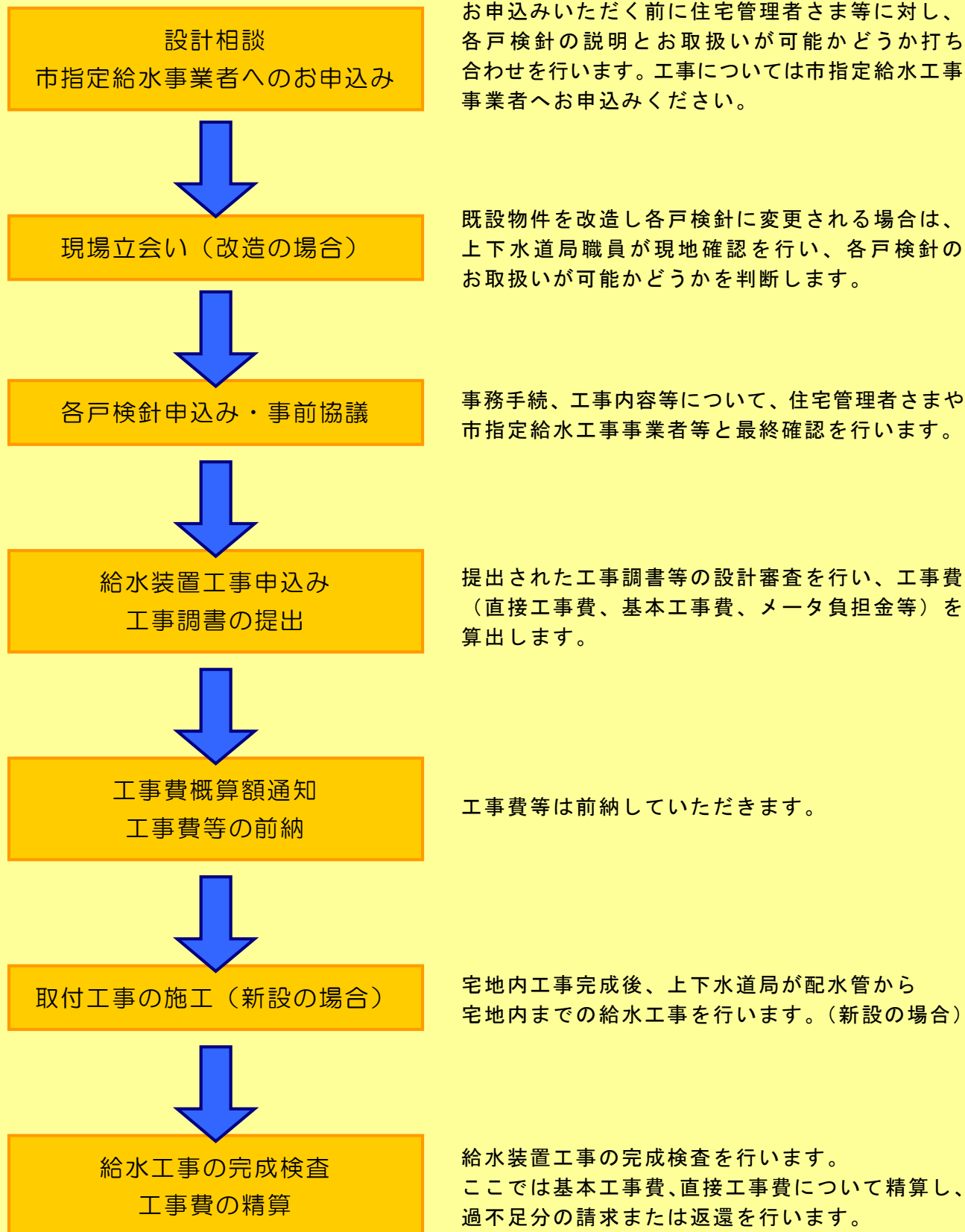
申込みの流れ



申込みの流れ

Q. 各戸検針の工事申込みから水道使用開始までの手順を教えてください。

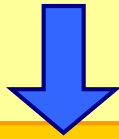
A. 以下のとおりとなります。





各戸装置の中間検査
(普通式の場合)

各戸装置工事が設計書どおりに行われているか中間検査を行います。



契約書の提出

各戸検針・徴収の契約書に記名・押印し、提出していただきます。(2通提出)
その他の必要書類も提出していただきます。



局メータの取付け
(普通式の場合)

上下水道局のメータを取付けます。
(市指定給水工事事業者の施工となります)



各戸装置の完成検査

各戸装置工事の完成検査を行い、工事費の精算をします。(メータ負担金)



契約の締結

各戸検針・徴収の契約書へ上下水道局長の記名・押印を行い、1通をお客さまにお返しします。
(契約の締結)



各戸検針取扱い開始

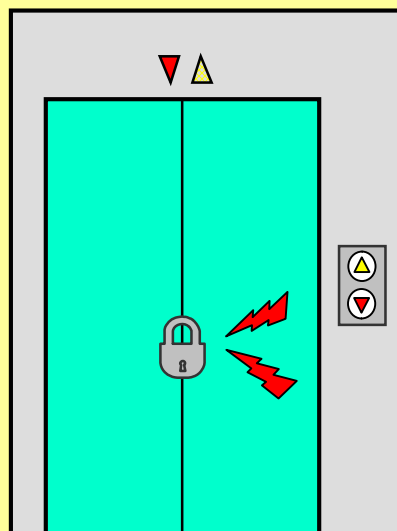
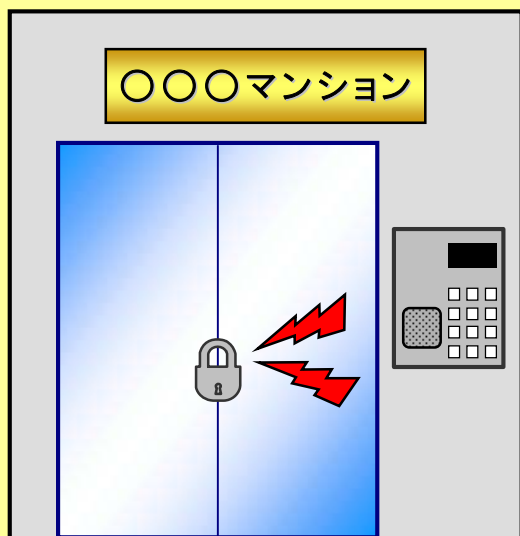
各戸の使用開始申込みを受け付けます。



ご使用開始

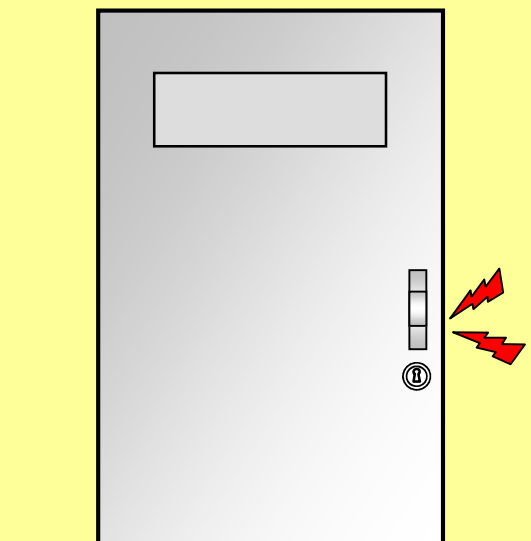


各戸検針に関するお願い

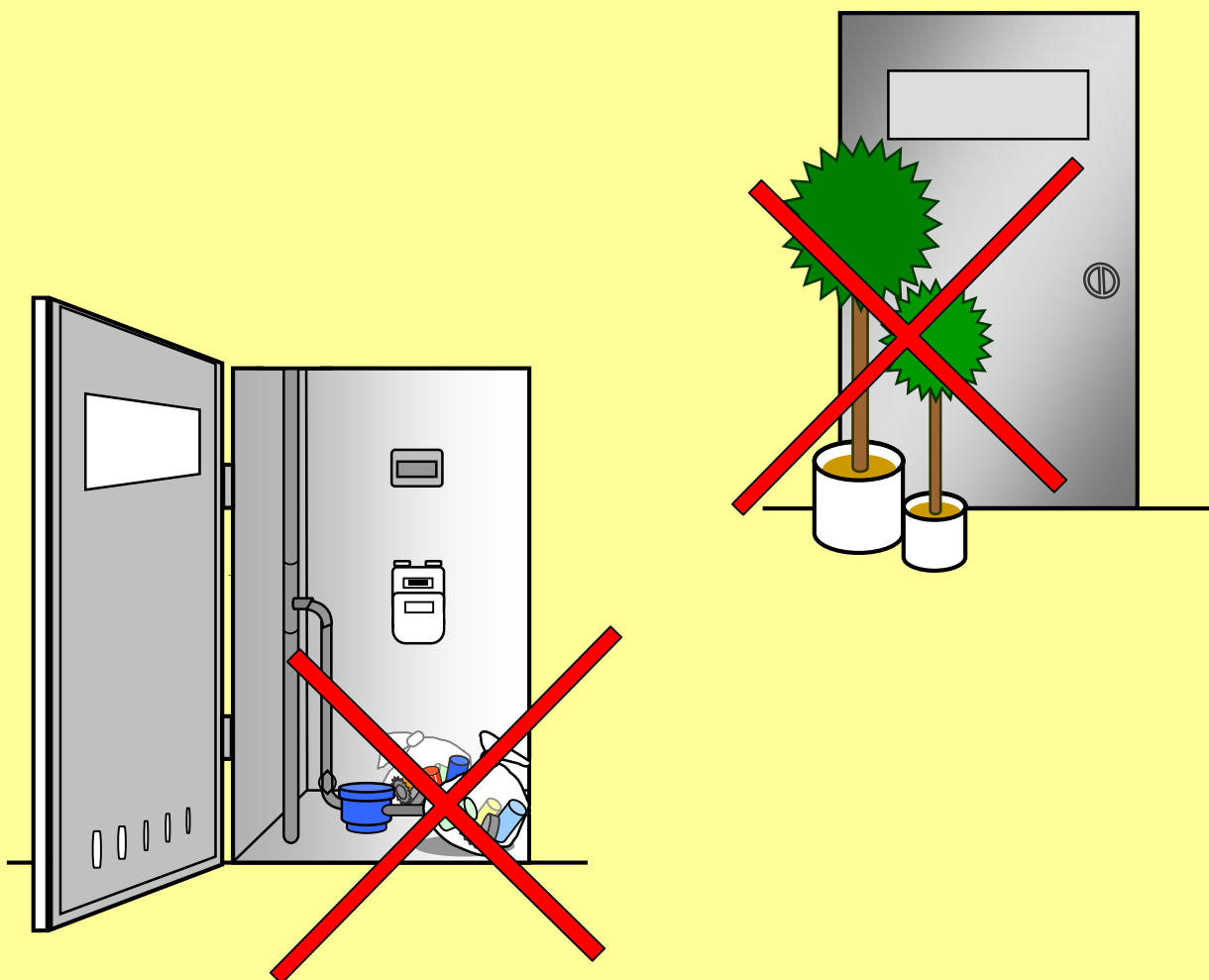


水道メータの検針時、メータの取替時等に集合住宅へ立ち入らせていただきますので「集合住宅（各戸検針・各戸徴収）オートロック措置（申請・変更）届出書」を提出していただきます。

パイプシャフトの扉に鍵を設置されると、水道メータの検針や取替時等に差し支えますので、鍵は設置しないようお願いします。どうしても施錠が必要なときは、局指定の鍵（タキゲンA147）としてください。



水道メータの検針や取替等に差しつかえますので、パイプシャフトの中や扉の前に荷物などを置かないでください。



上下水道料金のご案内のほか、イベントや防災等に関する最新のお知らせをご覧ください。

<http://www.water.city.nagoya.jp/>

なごやのおいしい水



お問い合わせ先

上下水道局では、お客さまからいただいた水道料金により水道事業を運営しています。

このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。
平成23年4月 7,500部 名古屋市上下水道局料金課